

電子契約に関するQ&A

| 質疑 | 回答 |
|---|--|
| システム関係 | |
| 1 電子契約システムの利用に費用はかかるか。 | 事業者の方に費用の負担はありません。 |
| 2 電子契約システムへの登録は必要か。 | 登録の必要はありません。締結した電子契約書は契約締結完了メールに添付されます。ただし、電子契約システムから電子契約書をダウンロードする場合など、アカウント登録(無料もあり)が必要な場合があります。 |
| 3 電子契約システム上の契約書は、何年間保存されるか。 | クラウドサイン上に保存されている契約書は、無期限で保存されます。 |
| 4 電子入札システムのような入力者の認証は必要か。 | ICカードによる認証は不要です。 |
| 5 PDFの電子署名を確認する際、Adobe Acrobat Proは必要か。 | Adobe Acrobat Proは必要ありません。Adobe Acrobat Readerでご確認いただけます。 |
| 6 Adobe Acrobat Reader以外でのPDFリーダーでも電子署名は確認できるか。 | 電子署名の確認は、Adobe Acrobat Reader以外では、クラウドサイン上(アカウントが必要)で電子署名の確認を行うことができます。クラウドサインのヘルプページを確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/7886756 |
| 7 PC内に保存したPDFデータを複製したものは有効か。 | 複製しても電子署名は施されるため、有効です。 |
| 8 契約書を編集すると電子署名が消えるとのことだが、作成されるPDFデータにロックはかかっているのか。 | ロックはかかっています。 |
| 9 クラウドサイン以外の電子契約システムで契約締結できるか。 | クラウドサイン以外の電子契約システムを利用した契約締結には対応しません。 |
| 10 受注者側(受信者側)で承認審査ルートの設定はできるか。 | 受信者側で承認審査ルートの設定を行うことはできません。 |
| 11 PDFファイルの保存はUSBでも大丈夫か。 | 電子署名が施されたPDFであればどこで保管しても契約書の有効性において問題ありません。なお、管理方法については、各事業者においてご検討ください。 |
| 12 電子契約システム上のPDFファイルの削除はできるか。 | 電子契約システムにより締結した契約書データは、原則削除することはできません。 |
| 13 本サービスは、スマートフォン等マルチデバイスでの承認操作できるか。 | 受信側はスマートフォンで電子署名(承認操作)ができます。受信操作はiOS15.0以降、Androidに対応しています。クラウドサインのヘルプページを確認ください。 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393 |
| 14 契約書確認依頼メールの送信元アドレスを教えてください。 | support@cloudsign.jp |
| 契約手続関係 | |
| 15 契約方法について、電子契約に限定することになるのか。 | 電子契約の対象案件は指定しますが、電子契約に限定することはありません。 |
| 16 電子契約での契約を選択後、紙での契約に変更できるか。 | 諸般の事情により電子契約の利用が困難になった場合、契約の締結前であれば、紙の契約書へ変更可能です。 |
| 17 電子契約に利用するメールアドレスは契約案件ごとの提出になるのか。 | そのとおりです。案件ごとに担当者やメールアドレスを変更することが可能です。 |
| 18 契約締結権限者は入札参加資格登録されている代表者となるのか。 | 原則、入札参加資格登録されている代表者となります。契約に関する権限について委任する場合は、別途委任状の提出が必要です。 |

| 質疑 | | 回答 |
|--------|-------------------------------|---|
| 19 | 契約後に、契約書の内容の誤りが判明した場合はどうするのか。 | 一度同意締結した契約を修正・解除することはできません。誤りを訂正する場合は、訂正の覚書を締結する必要があります。 |
| 20 | 共同企業体の場合の手続きはどのようになるか。 | 共同企業体の全構成員から「電子契約利用申出書」を提出いただき、記載されたメールアドレス宛に通知をしますので、順次確認と同意が必要です。 (例 市→その他構成員→代表構成員→市) |
| 建設工事関係 | | |
| 21 | 銀行保証や履行保証保険など保証証書は紙での提出になるのか。 | そのとおりです。紙の保証証書については、原本の提出が必要となりますので、契約後、速やかに持参又は郵送により提出ください。 |
| 22 | 現金の納付書は紙での提出となるのか。 | 現金納付の納付書は、領収印が押された写しのPDFファイルを電子メールにより提出ください。 |